

事 務 連 絡

平成30年1月23日

各市町立小・中学校長 様

埼玉県教育局東部教育事務所

総務・給与担当室長

扶養手当における所得確認について

標記の件について、平成29年5月17日付け教職第135号「県費負担教職員の扶養手当の支給要件の確認について」により通知しているところですが、下記のとおり年度末に向けた時期の留意点をまとめましたので、事務の参考にしてください。

記

扶養手当の誤支給を防ぐためには、主に扶養手当における被扶養者の所得（総収入金額）の確認、主たる扶養者の確認を適切な時期に行う必要があります。

それにより、手当の戻入が生じた場合でも、戻入額を最小限に抑えることができるとともに、現年度の戻入については県費事務システムによる報告により事務処理を円滑に行うことができます。

※ 所得確認書類が発行される時期

【1月 給与所得者の源泉徴収票 3月 事業所得者等の確定申告書 6月 所得証明書等】

1 被扶養者の所得の確認

被扶養者が給与所得者（パート・アルバイト）の場合には、概ね1月末に前年の所得が確定しますので、源泉徴収票の写しで所得を確認します。また、事業所得者等の場合には、3月中旬に前年の所得が確定しますので、確定申告書及び収支内訳書等の写しで所得を確認します。

確認の結果、所得限度額を超過している場合は、扶養認定を取り消すことになります。（取消の時期は個々のケースにより異なります。）

2 主たる扶養者の確認

職員が、県費支弁職員でない配偶者よりも共通の扶養親族を多く扶養している場合には、給与所得者については源泉徴収票の写し、事業所得者については確定申告書及び収支内訳書等の写しで所得を比較します。確認の結果、主たる扶養者の要件を欠いた場合は、扶養認定を取り消すことになります。

なお、平成29年4月1日よりさいたま市立学校職員が県費支弁職員でなくなったため、職員とさいたま市立学校職員が共同して被扶養者の生計を維持している場合も、生計の実態等を確認する必要がありますので、御留意ください。

扶養手当における所得確認について、必要に応じて職員への周知を図り、適正な手当の支給事務をお願いします。

なお、御不明な点、過年度戻入が判明した場合等は、東部教育事務所総務・給与担当へ御連絡ください。

東部教育事務所 総務・給与担当

電話 048-737-2727